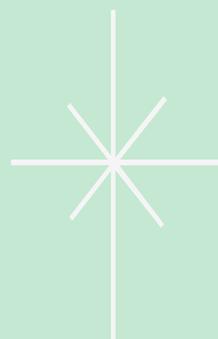


難病患者の皆様へ

難病ガイドブック

令和4年6月発行



豊田市

目次

主な公的支援制度

1 難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく特定医療費助成制度	・・・ 2
2 特定疾患医療給付事業	・・・ 3
3 介護保険制度	・・・ 4
4 身体障がい者手帳	・・・ 7
5 高額療養費制度	・・・ 7
6 後期高齢者医療制度	・・・ 8
7 医療費助成制度	・・・ 8
(1) 心身障がい者医療費助成制度	
(2) 福祉給付金制度	
8 難病患者支援金の支給	・・・ 9
9 障がい者総合支援法・児童福祉法における障がい福祉サービス	・・・ 9
(1) 障がい福祉サービス	
(2) 補装具費の支給	
(3) 日常生活用具の給付	
10 家族介護者負担軽減事業(レスパイト事業)	・・・ 12
11 愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業	・・・ 13
12 その他の公的支援制度	・・・ 13

相談・講演会・患者家族会

難病療養相談(専門医師による個別相談・保健師による相談)	・・・ 14
難病講演会・療養相談会	・・・ 14
難病患者・家族会	・・・ 15
令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)	・・・ 16

難病患者さんのための災害対策

・・・ 20

愛知県医師会 難病相談室・難病団体・難病情報センターのご案内

・・・ 23

あんしんカード

・・・裏表紙

主な公的支援制度

1 難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく特定医療費助成制度

内容

指定難病に係る医療費の自己負担額の全額又は一部を公費で負担する制度です。愛知県で審査され、適当と認められると「特定医療費受給者証（指定難病）」が交付されます。

対象者

難病法に基づく特定医療費助成制度の対象疾患と診断された方

申請に必要なもの

- ① 特定医療費支給認定申請書
- ② 診断書（臨床調査個人票） ※記載年月日から3か月以内のもの
- ③ 住民票の写し ※発行日から3か月以内のもので世帯全員分の続柄のわかるもの
- ④ 市・県民税所得課税証明書

※加入している医療保険により提出する範囲が、申請時期により課税年度・年が異なります
※③、④について基準日において豊田市に住居登録がある方は、取得に関する同意書を提出することで取得を豊田市に委任することができます

- ⑤ 保険証 ※加入している医療保険等により提出する範囲が異なります
- ⑥ その他の書類 ※世帯の収入状況等により異なります

自己負担額

自己負担上限額（月額）は、医療保険上の世帯の市町村民税額等により、下表のように設定されます。

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来+入院+薬剤代+介護給付費）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0円		
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500円		1,000円
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000円		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000円	20,000円	
入院時食事療養費			全額自己負担		

申請窓口

保健支援課（東庁舎4階） 電話 34-6855

地域保健課 東部地区担当（足助支所内） 電話 62-0603

問合せ：保健支援課 電話 34-6855 FAX 34-6051

2 特定疾患医療給付事業

内容

特定疾患に係る医療費の自己負担額を公費で負担する制度です。愛知県で審査され、適当と認められると「特定疾患受給者票」が交付されます。

(1) 血清肝炎、肝硬変 ※愛知県が指定するもの

申請に必要なもの

- ① 特定疾患医療給付事業申請書
- ② 診断書（臨床調査個人票） ※記載年月日から3か月以内のもの
- ③ 住民票の写し ※発行日から3か月以内のもので世帯全員分の続柄がわかるもの
- ④ 市・県民税所得課税証明書
※加入している医療保険により提出する範囲が、申請時期により課税年度・年が異なります
※③、④について基準日において豊田市に住民登録がある方は、取得に関する同意書を提出することで取得を豊田市に委任することができます
- ⑤ 保険証 ※加入している医療保険等により提出する範囲が異なります
- ⑥ その他の書類 ※世帯の収入状況等により異なります

自己負担額

自己負担上限額（月額）は、医療保険上の世帯の市町村民税額等により、下表のように設定されます。

階 層 区 分			自己負担上限月額	
区 分	支給認定世帯の市町村民税額		原則	既認定者（※）
低所得Ⅰ	市町村民税非課税	本人年収80万円以下	2,500円	2,500円
低所得Ⅱ		本人年収80万円超	5,000円	5,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税：課税以上7.1万円未満		10,000円	10,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税：7.1万円以上25.1万円未満		対象外	20,000円
上位所得	市町村民税：25.1万円以上			30,000円

※平成27年9月30日までに特定疾患医療給付事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている人

(2) スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）、 難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性肝炎 ※国が指定するもの

申請に必要なもの ※難治性肝炎のうち劇症肝炎と重症急性肝炎は継続申請のみ

- ① 特定疾患医療給付事業申請書
- ② 診断書（臨床調査個人票） ※記載年月日から3か月以内のもの
- ③ 住民票の写し ※発行日から3か月以内のもので世帯全員分の続柄がわかるもの
- ④ 保険証 ※加入している医療保険等により提出する範囲が異なります

医療給付の公費負担 全額公費負担

※詳細については下記にお問い合わせください。

問合せ：保健支援課 電話 34-6855 FAX 34-6051

3 介護保険制度

制度の仕組み

高齢者の介護を社会全体で支える制度です。65歳以上の高齢者（16種類の特定疾病に該当する方は40歳以上の方）が何らかの支援や介護が必要と認定された場合や生活機能の低下がみられた場合に、所得に応じて費用の1割、2割又は3割を支払って介護サービスを受けることができます。

対象者

① 65歳以上の方

原因を問わず、日常生活を送るために支援や介護が必要な方

② 40～65歳未満の方

介護保険で認められる加齢が原因とされる16疾病がもとで支援や介護が必要な方

16 疾病

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ・ がん | ・ 脊柱管狭窄症 |
| ・ 関節リウマチ | ・ 早老症 |
| ・ 筋萎縮性側索硬化症 | ・ 多系統萎縮症 |
| ・ 後縦靭帯骨化症 | ・ 脳血管疾患 |
| ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ・ 閉塞性動脈硬化症 |
| ・ 初老期における認知症 | ・ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ・ 脊髄小脳変性症 | |
| ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 | |
| ・ 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 | |
| ・ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |

利用できるサービス

・ 居宅サービス、介護予防サービス

訪問介護（ホームヘルプ）・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）・短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・住宅改修費支給・特定福祉用具購入費の支給

・ 地域密着型介護サービス、地域密着型介護予防サービス

認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護・定期巡回-随時対応型訪問介護看護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

・ 施設サービス

介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院

・ 介護予防・生活支援サービス

介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス・生活支援通所サービス

問合せ：介護保険課 電話 34-6634 FAX 34-6034

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター（P5～6参照）

高齢者の総合相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける高齢者の総合相談窓口です。

豊田市では、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置しています。

介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

担当地区 (五十音順)	地域包括支援センター名	電話
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター 本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006
旭	ぬくもりの里包括支援センター 池島町屋ケ平22 (老人福祉センターぬくもりの里内)	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター 錦町1-1-1 (豊田市福祉センター内)	32-4342
足助	足助地域包括支援センター 岩神町仲田20 (足助病院内)	62-0683
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター 高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター 東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711
稲武	いなぶ包括支援センター 桑原町中村5 (稲武福祉センター内)	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア支援センター 西山町3-30-1 (豊田地域医療センター内)	34-3209
小原	ふくしの里包括支援センター 沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内)	65-1600
上郷	地域包括支援センターかずえの郷 和会町東郷148 (老人保健施設かずえの郷内)	21-6725
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園 加納町向井山9-1 (特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717
猿投台	こささの里地域包括支援センター 越戸町上西小笹116 (特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677
下山	まどいの丘包括支援センター 神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335
浄水	豊田厚生地域包括支援センター 浄水町伊保原500-1 (豊田厚生病院内)	43-5022
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター 永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター 栄生町5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801

担当地区 (五十音順)	地域包括支援センター名	電話
高岡	わかばやし園地域包括支援センター 若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255
高橋	地域包括支援センターくらがいけ 岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244
藤岡	ふじのさと包括支援センター 藤岡飯野町坂口1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園 西中山町オケ洞10-5 (特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258
豊南	トヨタ地域包括支援センター 平和町1-1 (老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623
保見	地域包括支援センター保見の里 保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004
前林	つつみ園地域包括支援センター 堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206
益富	地域包括支援センター益富の楽園 古瀬間町古宿131 (特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788
松平	笑いの家地域包括支援センター 滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152
美里	地域包括支援センターとよた苑 野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター 本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158
若園	みのり園地域包括支援センター 中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361

●地域包括支援センターの支援を「豊田市基幹包括支援センター」が行っています。

問合せ：高齢福祉課 電話 34-6984 FAX 34-6793

4 身体障がい者手帳

身体に障がいのある方が「身体障がい者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、障がい者手帳を持つことによって障がいの種類、程度に応じた手当、助成や福祉サービス等が受けられるようになります。

対象

- ・ 視覚障がい
- ・ 聴覚又は平衡機能の障がい
- ・ 音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 指定医師の意見を付した診断書（診断書の作成日が申請日から3か月以内のもの）
- ③ 本人の写真（タテ4 cm ヨコ3 cm）1枚
- ④ 本人のマイナンバーの分かるもの（個人番号カード等）
- ⑤ 窓口に来る方の身分証明書
- ⑥ 保険証（医療費助成の申請手続に必要な場合があります。）

問合せ：障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

5 高額療養費制度

1か月の支払医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた金額を払い戻す制度です。詳しくは、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

問合せ：

加入先の健康保険組合（健康保険組合・全国健康保険協会各支部等）

国民健康保険の方：国保年金課 電話 34-6637 FAX 34-6007

後期高齢者医療の方：福祉医療課 電話 34-6959 FAX 34-6732

6 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は原則として満75歳から適用されますが、次のいずれかに該当する方は、申請により満65歳から加入することができます。

対象者

- ① 障がい基礎年金（1級・2級）を受給している方
- ② 身体障がい者手帳1～3級の方
- ③ 療育手帳A判定（IQ35以下）の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方
- ⑤ 音声・言語機能障がいの身体障がい者手帳4級の方
- ⑥ 下肢機能障がいの身体障がい者手帳4級の1、4級の3、4級の4いずれかの方

問合せ：福祉医療課 後期高齢者医療担当 電話 34-6959 FAX 34-6732

7 医療費助成制度

（1）心身障がい者医療費助成制度

健康保険証による医療を受けた場合、保険診療分の自己負担額を助成する制度です。

対象者

- ① 身体障がい者手帳1～3級の方
- ② 腎臓機能障がいと身体障がい者手帳4級の方
- ③ 進行性筋萎縮症で身体障がい者手帳4～6級の方
- ④ 療育手帳A・B判定を受けている方（IQ50以下の方）
- ⑤ 自閉症状群と診断された方

（2）福祉給付金制度

後期高齢者医療制度で医療を受けた場合、保険診療分の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

対象者

- ① 身体障がい者手帳1～3級の方
- ② 腎臓機能障がいと身体障がい者手帳4級の方
- ③ 進行性筋萎縮症で身体障がい者手帳4～6級の方
- ④ 療育手帳A又はB判定（IQ50以下）の方
- ⑤ 自閉症状群と診断された方
- ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の方
- ⑦ 精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方
- ⑧ 自立支援医療費（精神通院）を受給している方

※ただし、①～⑧で医療費助成の内容は異なります。

問合せ：福祉医療課 福祉医療担当 電話 34-6743 FAX 34-6732

8 難病患者支援金の支給

内容

年額 3 万円の支援金が支給されます。

対象者

申請時に以下の①～③の全てに該当する方

- ① 豊田市に住民登録のある方
- ② 「特定医療費受給者証」又は「特定疾患医療給付事業受給者票」をお持ちの方
- ③ 申請年度の市民税所得割の合計が 7.1 万円未満の方又は生活保護受給中の方

※市民税所得割の合計について：特定医療費の階層区分の算出方法に基づき、同じ世帯で同一保険に加入されている方の合算額を確認します。

申請に必要なもの

- ① 豊田市難病患者支援金支給申請書
- ② 保険証の写し ※加入している医療保険等により提出する範囲が異なります
- ③ 振込口座の通帳の記号・番号記載欄の写し

<該当する方のみ必要なもの>

- ④ 申請年度の市・県民税所得課税証明書（写し可）
※基準日に豊田市に住民登録がない方のみ
※加入している医療保険等により提出する範囲が異なります
- ⑤ 生活保護受給証明書（写し可）※生活保護受給者のみ

問合せ：保健支援課 電話 34-6855 FAX 34-6051

9 障がい者総合支援法・児童福祉法における障がい福祉サービス (1) 障がい福祉サービス

内容

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）」とは、障がいを持つ人自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する制度です。

対象者

障がい者総合支援法に定められた難病対象疾患（P16～19 参照）の方

※身体障がい者手帳をお持ちでない方も対象となります。

※介護保険の対象の方は**介護保険制度のサービスが優先**されます。

利用できるサービス

・訪問系サービス・その他のサービス

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・短期入所（ショートステイ）・重度障がい者等包括支援

・日中活動系サービス

療養介護・生活介護・自立生活援助・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・宿泊型自立訓練・日中短期入所・地域生活支援／デイサービス・デイ型地域活動支援・地域活動支援センター事業Ⅲ型・地域移行支援・地域定着支援

・居住系サービス

施設入所支援・共同生活援助（グループホーム）

・障がい児通所支援サービス（18歳未満の障がい児（難病児含む）の方のみ利用可）

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援



※内容については概要をまとめています。利用する際の条件は別にありますので、詳細はお問い合わせください。

福祉サービス利用者負担上限月額

サービスを利用される障がい者の属する世帯の収入等に応じて、障がい福祉サービスごとにひと月の利用者負担上限月額を定めます（表1）。この上限額を超えて利用者負担額を支払うことはありません。

なお、施設利用時（通所を含む）の食費・光熱水費の実費は全額利用者負担となりますが、低所得世帯を対象とした軽減がありますので、詳細はお問い合わせください。

（表1）

所得区分		生活保護	低所得	一般1	一般2
		生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
居宅・通所	障がい者（18歳以上）	0円	0円	9,300円 (所得割16万円未満)	37,200円 (所得割16万円以上)
	障がい児（18歳未満）	0円	0円	4,600円 (所得割28万円未満)	37,200円 (所得割28万円以上)
グループホーム	障がい者（18歳以上）	0円	0円		37,200円 (市民税課税世帯)
入所施設	障がい者（20歳以上）	0円	0円		37,200円 (市民税課税世帯)
	障がい児（20歳未満）	0円	0円	9,300円 (所得割28万円未満)	37,200円 (所得割28万円以上)

※世帯の範囲

障がいのある方が、

→18歳以上（20歳未満の入所施設利用者を除く）は障がい者本人及び配偶者

→18歳未満（20歳未満の入所施設利用者を含む）は保護者の属する住民基本台帳での世帯

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 世帯収入状況等調査書兼同意書（①、②は窓口にあります）
- ③ 以下のいずれかのもの
 - ・身体障がい者手帳
 - ・療育手帳等
 - ・精神保健福祉手帳等
 - ・特定医療費受給者証（指定難病）、特定疾患医療給付事業受給者票または医師意見書

④ 印鑑（認印）

⑤ 「個人番号カード」または「マイナンバー通知カード」（コピー可）

※支給決定時までサービス等利用計画案又は障がい児支援利用計画案が必要です。（サービスにより提出不要の場合もありますので、詳細はお問い合わせください。）

（２）補装具費の支給

身体の障がいを補うために補装具を購入、修理又は借受けする方に補装具費を支給します。申請方法や基準額など、詳細はお問い合わせください。

また、購入、修理又は借受け後に申請された場合は支給の対象にはなりませんのでご注意ください。

主な種目

◎車いす、◎電動車いす、◎歩行器、重度障がい者用意思伝達装置、装具

利用者負担

原則、補装具の購入、修理又は借受けに要する費用の1割。ただし、生活保護・市民税非課税世帯の場合は、基準額内の利用者負担はありません。

その他

介護保険による福祉用具として貸与を受けることのできる方については、◎印の品目は給付されません。

（３）日常生活用具の給付

日常生活を容易にするための用具を給付します。申請方法や基準額など、詳細はお問い合わせください。

また、購入後に申請された場合は支給の対象にはなりませんのでご注意ください。

主な種目

◎便器、◎床ずれ防止マット、◎特殊寝台、◎体位変換器、◎移動・移乗支援用具（手すり・加-β等）、動脈血中酸素飽和度測定器、訓練用ベッド、自動消火器、電気式たん吸引器、人工呼吸器用バッテリー、発電機（人工呼吸器利用者）、外部バッテリーまたはポータブル電源、特殊便器、◎特殊尿器、◎入浴補助用具、ネプライザー（吸入器）、◎移動用リフト、◎居宅生活動作補助用具

利用者負担

原則、購入に要する費用の1割。ただし、生活保護・市民税非課税世帯の場合は、基準額内の利用者負担はありません。

その他

介護保険等高齢者施策による福祉用具として貸与・給付を受けることのできる方については、◎印の品目は給付されません。

問合せ：障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

10 家族介護者負担軽減事業（レスパイト事業）

家族の介護負担軽減を目的に、難病患者の方が登録医療機関で入院する場合、個室代の補助を行います。

対象者

難病患者（障がい者総合支援法で定める疾患）で、日常的に医療的ケア（人工呼吸器、痰吸引、酸素療法など）を必要とし、座位保持困難な方

利用できる病院

豊田市内の当事業登録病院

※同一月に利用できる病院は原則 1 か所です。

※医療機関により受入条件が異なります。

補助金額

個室料金の全額又は半額（上限あり）

※患者さんや家族の所得に応じ決まります。

補助日数

1 か月に 7 日間まで

利用方法

事前に障がい福祉課へ利用申請が必要です。詳しい手続については障がい福祉課までお問い合わせください。

問合せ：障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

1 1 愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業

がん等の治療は、生殖機能に影響を及ぼし、妊娠する力・妊娠させる力(妊孕^{よう}性)が低下したり、失われたりするおそれがあります。

そこで、将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA(思春期・若年成人)世代のがん患者等対象となる方に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び妊よう性温存治療により凍結した検体を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を助成します。

対象者、対象疾患、助成内容、実施医療機関、申請方法については下記にお問い合わせください。

申請・問合せ：愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 がん対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話番号 052-954-6326 FAX 052-954-6917

Eメール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

1 2 その他の公的支援制度

その他の公的支援制度については、「知っておきたい福祉の制度」を御覧ください。

※「知っておきたい福祉の制度」は右 QR コードから御利用いただけます。



問合せ：障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

相談・講演会・患者家族会

■ 難病療養相談

● 専門医師による個別相談

県内医療機関の専門医師による個別相談です。病気や治療などの相談に応じています。

場 所：豊田市役所 東庁舎4階 保健支援課相談室

時 間：午後2時30分から4時まで

(各回3枠。1枠あたり30分程度。)

申 込 み：要予約。保健支援課までお申し込みください。

疾患区分	日 時	医 師
皮膚疾患	令和4年10月11日(火)	愛知医科大学病院(皮膚科)
膠原病	令和4年10月18日(火)	藤田医科大学病院(リウマチ・膠原病内科)
呼吸器疾患	令和4年11月7日(月)	名古屋大学医学部附属病院(呼吸器内科)
骨・関節疾患	令和4年11月21日(月)	刈谷豊田総合病院(整形外科)
神経疾患	令和4年12月2日(金)	名古屋大学医学部附属病院(神経内科)
消化器疾患	令和5年1月20日(金)	豊田厚生病院(消化器内科)

● 保健師による相談

保健支援課又は地域保健課(東部地区担当)保健師の電話・面接・家庭訪問による相談です。生活上の困りごと、福祉制度、介護等の相談に応じています。

《申込み・問合せ》

保健支援課(市役所東庁舎4階)

電話：34-6855 FAX：34-6051

Eメール：hokenshien@city.toyota.aichi.jp

地域保健課 東部地区担当(足助支所内)

電話：62-0603 FAX：62-0606

Eメール：chiikihoken-toubu@city.toyota.aichi.jp

■ 難病講演会・療養相談会

※参加には事前申込みが必要です。

疾患名	日時	場所	講師
パーキンソン病	令和4年6月25日(土) 午前10時30分から	ZOOMによる オンライン配信	藤田医科大学医学部 教授 渡辺 宏久 氏
関節リウマチ	令和4年10月8日(土) 午後2時30分から	豊田加茂 医師会館講堂	豊田厚生病院 医師 金山 康秀 氏 松山赤十字病院 医師 押領司 健介 氏
SLE(全身性エリ テマトーデス)	令和4年11月5日(土) 午後2時30分から		慶應義塾大学医学部 教授 金子 祐子 氏
皮膚筋炎・ 多発性筋炎	令和4年12月12日(月) 午後2時から		藤田医科大学医学部 教授 安岡 秀剛 氏
もやもや病	令和5年1月24日(火) 午後2時から		豊田厚生病院 医師 住友 正樹 氏

■ 難病患者・家族会

講師による講演や相談会を通して、病気に関する知識を深めつつ、患者やその家族と交流できる機会を提供しています。

※参加には事前申込みが必要です。

● パーキンソン病患者・家族のつどい（あすなろ友の会）

日 時	場 所	内 容	講 師
令和4年9月30日(金) 午後2時から	豊田加茂 医師会館講堂	・療養相談 ・講義・体操	豊田加茂医師会 医師 翠 健一郎氏 豊田市療法士会 理学療法士
令和4年12月14日(水) 午後2時から		・講演会	豊田加茂医師会 医師 富田 稔氏

● ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者・家族会

日 時	場 所	内 容	講 師
令和4年9月22日(木) 午後2時から	豊田加茂 医師会館会議室	・交流会	日本 ALS 協会愛知県支部
令和4年11月30日(水) 午後2時から		・療養相談 ・意見交換	豊田加茂医師会 医師 富田 稔氏

● 網膜色素変性症患者・家族のつどい

日 時	場 所	内 容	講 師
令和4年9月14日(水) 午後2時から	豊田加茂 医師会館会議室	・日常生活用具の 紹介等 ・交流会	名古屋ライトハウス 情報文化センター
令和4年12月8日(木) 午後2時から		・療養相談 ・交流会	豊田加茂医師会 医師 芦苺 正幸氏

※各相談・講演会・患者家族会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

申込み・問合せ：保健支援課 電話 34-6855 FAX 34-6051

Eメール：hokenshien@city.toyota.aichi.jp

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ※
2	アイザックス症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
3	I g A腎症	53	カナバン病
4	I g G 4 関連疾患	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	55	歌舞伎症候群
6	アジソン病	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
7	アッシャー症候群	57	カルニチン回路異常症
8	アトピー性脊髄炎	58	加齢黄斑変性 ○
9	アペール症候群	59	肝型糖原病
10	アミロイドーシス	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
11	アラジール症候群	61	環状20番染色体症候群
12	アルポート症候群	62	関節リウマチ
13	アレキサンダー病	63	完全大血管転位症
14	アンジェルマン症候群	64	眼皮膚白皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
16	イソ吉草酸血症	66	ギャロウェイ・モフト症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	67	急性壊死性脳症 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	急性網膜壊死 ○
19	1 p 36欠失症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急速進行性糸球体腎炎
21	遺伝性ジストニア	71	強直性脊椎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	巨細胞性動脈炎
23	遺伝性脾炎	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
25	ウィーバー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
27	ウィルソン病	77	筋萎縮性側索硬化症
28	ウエスト症候群	78	筋型糖原病
29	ウェルナー症候群	79	筋ジストロフィー
30	ウォルフラム症候群	80	クッシング病
31	ウルリッヒ病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
32	HTLV-1 関連脊髄症	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
33	A T R - X 症候群	83	クルーゾン症候群
34	A D H 分泌異常症	84	グルコーストランスポーター 1欠損症
35	エーラス・ダンロス症候群	85	グルタル酸血症1型
36	エプスタイン症候群	86	グルタル酸血症2型
37	エプスタイン病	87	クロウ・深瀬症候群
38	エマヌエル症候群	88	クローン病
39	遠位型ミオパチー	89	クロンカイト・カナダ症候群
40	円錐角膜 ○	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
41	黄色靭帯骨化症	91	結節性硬化症
42	黄斑ジストロフィー	92	結節性多発動脈炎
43	大田原症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病
44	オクシピタル・ホーン症候群	94	限局性皮質異形成
45	オスラー病	95	原発性局所多汗症 ○
46	カーニー複合	96	原発性硬化性胆管炎
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	原発性高脂血症
48	潰瘍性大腸炎	98	原発性側索硬化症
49	下垂体前葉機能低下症	99	原発性胆汁性胆管炎
50	家族性地中海熱	100	原発性免疫不全症候群

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	顕微鏡的大腸炎 ○	151	重症筋無力症
102	顕微鏡的多発血管炎	152	修正大血管転位症
103	高IgD症候群	153	ジュベール症候群関連疾患
104	好酸球性消化管疾患	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
106	好酸球性副鼻腔炎	156	神経細胞移動異常症
107	抗糸球体基底膜腎炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
108	後縦靭帯骨化症	158	神経線維腫症
109	甲状腺ホルモン不応症	159	神経フェリチン症
110	拘束型心筋症	160	神経有棘赤血球症
111	高チロシン血症1型	161	進行性核上性麻痺
112	高チロシン血症2型	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
113	高チロシン血症3型	163	進行性骨化性線維異形成症
114	後天性赤芽球癆	164	進行性多巣性白質脳症
115	広範脊柱管狭窄症	165	進行性白質脳症
116	膠様滴状角膜炎シストロフィー	166	進行性ミオクローヌスてんかん
117	抗リン脂質抗体症候群	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
118	コケイン症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
119	コステロ症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群
120	骨形成不全症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
121	骨髄異形成症候群 ○	171	スミス・マギニス症候群
122	骨髄線維症 ○	172	スモン ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	173	脆弱X症候群
124	5p欠失症候群	174	脆弱X症候群関連疾患
125	コフィン・シリス症候群	175	成人スチル病
126	コフィン・ローリー症候群	176	成長ホルモン分泌亢進症
127	混合性結合組織病	177	脊髓空洞症
128	鰓耳腎症候群	178	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
129	再生不良性貧血	179	脊髓髄膜瘤
130	サイトメガロウイルス角膜炎内皮炎 ○	180	脊髄性筋萎縮症
131	再発性多発軟骨炎	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
132	左心低形成症候群	182	前眼部形成異常
133	サルコイドーシス	183	全身性エリテマトーデス
134	三尖弁閉鎖症	184	全身性强皮症
135	三頭酵素欠損症	185	先天異常症候群
136	CFC症候群	186	先天性横隔膜ヘルニア
137	シェーグレン症候群	187	先天性核上性球麻痺
138	色素性乾皮症	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	189	先天性魚鱗癬
140	自己免疫性肝炎	190	先天性筋無力症候群
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ※	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
142	自己免疫性溶血性貧血	192	先天性三尖弁狭窄症
143	四肢形成不全 ○	193	先天性腎性尿崩症
144	システロール血症	194	先天性赤血球形成異常性貧血
145	シトリン欠損症	195	先天性僧帽弁狭窄症
146	紫斑病性腎炎	196	先天性大脳白質形成不全症
147	脂肪萎縮症	197	先天性肺静脈狭窄症
148	若年性特発性関節炎	198	先天性風疹症候群 ○
149	若年性肺気腫	199	先天性副腎低形成症
150	シャルコー・マリー・トゥース病	200	先天性副腎皮質酵素欠損症

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性ミオパチー	251	那須・ハコラ病
202	先天性無痛無汗症	252	軟骨無形成症
203	先天性葉酸吸収不全	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
204	前頭側頭葉変性症	254	22q11.2欠失症候群
205	早期ミオクロニー脳症	255	乳幼児肝巨大血管腫
206	総動脈幹遺残症	256	尿素サイクル異常症
207	総排泄腔遺残	257	ヌーナン症候群
208	総排泄腔外反症	258	ネイル/ペラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
209	ソトス症候群	259	ネフロン癆 ※
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	261	脳髄黄色腫症
212	大脳皮質基底核変性症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
213	大理石骨病	263	膿毒性乾癬
214	ダウン症候群 ○	264	嚢胞性線維症
215	高安動脈炎	265	パーキンソン病
216	多系統萎縮症	266	パージャー病
217	タナトフォリック骨異形成症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
218	多発血管炎性肉芽腫症	268	肺動脈性肺高血圧症
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	270	肺胞低換気症候群
221	多発性嚢胞腎	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
222	多脾症候群	272	バッド・キアリ症候群
223	タンジール病	273	ハンチントン病
224	単心室症	274	汎発性特発性骨増殖症 ○
225	弾性線維性仮性黄色腫	275	PCDH19関連症候群
226	短腸症候群 ○	276	非ケトーシス型高グリシン血症
227	胆道閉鎖症	277	肥厚性皮膚骨膜炎
228	遅発性内リンパ水腫	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
229	チャージ症候群	279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	280	肥大型心筋症
231	中毒性表皮壊死症	281	左肺動脈右肺動脈起始症
232	腸管神経節細胞僅少症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
233	TSH分泌亢進症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
234	TNF受容体関連周期性症候群	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎
235	低ホスファターゼ症	285	非典型溶血性尿毒症症候群
236	天疱瘡	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	287	皮膚筋炎/多発性筋炎
238	特発性拡張型心筋症	288	びまん性汎細気管支炎 ○
239	特発性間質性肺炎	289	肥満低換気症候群 ○
240	特発性基底核石灰化症	290	表皮水疱症
241	特発性血小板減少性紫斑病	291	ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	292	VATER症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	293	ファイファー症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	294	ファロー四徴症
245	特発性多中心性キャッスルマン病	295	ファンコニ貧血
246	特発性門脈圧亢進症	296	封入体筋炎
247	特発性両側性感音難聴	297	フェニルケトン尿症
248	突発性難聴 ○	298	フォンタン術後症候群 ○
249	ドラベ症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
250	中條・西村症候群	300	副甲状腺機能低下症

令和3年1月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	副腎白質ジストロフィー	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	352	ランドウ・クレフナー症候群
303	ブラウ症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
304	ブラダー・ウィリ症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	プリオン病	355	両大血管右室起始症
306	プロピオン酸血症	356	リンパ管腫症/ゴーム病
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	357	リンパ脈管筋腫症
308	閉塞性細気管支炎	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	ベーチェット病	360	レーベル遺伝性視神経症
311	ベスレムミオパチー	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	ヘモクロマトーシス ○	363	レット症候群
314	ペリー症候群	364	レノックス・ガストー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	365	ロスマンド・トムソン症候群
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
317	片側巨脳症		
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
321	ホモシスチン尿症 ※		
322	ポルフィリン症		
323	マリネスコ・シェーグレン症候群		
324	マルファン症候群		
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
327	慢性再発性多発性骨髄炎		
328	慢性膵炎 ○		
329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
330	ミオクロニー欠神てんかん		
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
332	ミトコンドリア病		
333	無虹彩症		
334	無脾症候群		
335	無βリポタンパク血症		
336	メーブルシロップ尿症		
337	メチルグルタコン酸尿症		
338	メチルマロン酸血症		
339	メビウス症候群		
340	メンケス病		
341	網膜色素変性症		
342	もやもや病		
343	モワット・ウイルソン症候群		
344	薬剤性過敏症症候群 ○		
345	ヤング・シンプソン症候群		
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
348	4p欠失症候群		
349	ライソゾーム病		
350	ラスムッセン脳炎		

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

難病患者さんのための災害対策

今、災害が起こったらどのような事態になるのでしょうか…病気や病状によって備えは異なります。大切なのは自分が災害にあったときを想像し、自分の病状にあった備えをすることです。災害が起こったとき、病気と付き合いながら少しでも安心した避難生活を送るために備えの一步を踏み出してみませんか。

災害の非常持ち出し袋、何を備える？

★非常持ち出し袋★

最低3日分、できれば7日分の食料品・飲料水・携帯ラジオ・雨具・懐中電灯・衣類（下着等）・救急医薬品・常備薬・処方薬説明書・笛・携帯トイレ・貴重品（小銭・保険証等）・その他必要なもの

★実際の災害時に役立つもの★

ラップ・ビニール袋・新聞紙・アルミ箔・トイレットペーパー・ガムテープ・紙皿・ウエットティッシュ・生理用品・乾電池・使い捨てカイロ・ビニールシート・帽子・筆記用具・油性ペン・ライター・軍手

実際に持ち出せる袋の重さは、**10～15kg**といわれています。



常備薬について

- 常備薬の備蓄について主治医と相談しましょう。予備用に7日間分は準備しておきましょう。
- 予備薬品・医療物品・経管栄養・携帯トイレ・非常食などの備蓄をしましょう。
- 処方されている薬の名前・分量・回数がわかるものを携帯しましょう。

<災害時における処方箋が必要な薬について>

通常、処方箋がないと入手できない医薬品でも、大規模災害時等においては、医療機関等の受診が困難な場合や医師等からの処方箋の交付が困難な場合、処方箋なしでも薬局等から入手できることがあります。

●医療機関

・主治医がいない場合は、別の医師に必要な薬の処方箋を交付してもらう

●薬局

・処方箋を持っていない場合は、薬剤師から主治医に連絡を取ってもらう

・主治医に連絡が取れない場合は、自分の症状等を薬剤師に説明して薬を販売してもらう（お薬手帳・処方箋のコピー・健康保険証・身分証明書等を提示）

●避難場所

・市職員等に自分の症状等を説明して医薬品の供給を依頼する（お薬手帳・処方箋のコピー・健康保険証・身分証明書等を提示）



避難行動要支援者名簿制度をご存知ですか？

豊田市では、地震等の災害が発生した際に、自力での避難が困難で何らかの助けを必要とする方（避難行動要支援者）の台帳整備をすすめています。対象は在宅で生活し、以下のいずれかに該当し、氏名住所等の個人情報の開示に同意できる方です（①、③、④の対象者には市から同意確認の手紙をお送りします）。

- ① 介護保険における要介護3～5の認定者
- ② ひとり暮らし高齢者等登録者
- ③ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④ 身体障がい者手帳において視覚・聴覚・下肢・体幹1級～2級の者
- ⑤ 上記①～④に準ずる方で、登録を希望する方（⑤で希望する方は別途「名簿登録依頼書」が必要です）



☆詳しくは下記にお問い合わせください。
福祉総合相談課 電話 34-6791

人工呼吸器や酸素療法をしている方へ

<人工呼吸器を使用している場合>

- 内蔵バッテリーの有無と持続時間を事前に調べておき、外部バッテリーや自家発電機を準備しましょう。（日常生活用具の給付の対象）
- 車から電源をとる場合は、シガーライター接続ケーブル等を準備しましょう。
- バッテリーの寿命を定期的を確認しておきましょう
- 蘇生バッグを用意し、介護者や支援者はその使用法を熟知しておきましょう
- 吸引器を使用している場合は、手動式・足踏み式等の吸引器を準備しましょう。

<酸素療法をしている場合>

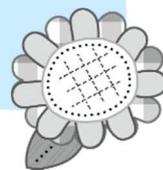
- 予備用酸素ボンベとキャリーを準備しておきましょう。ボンベ1本でどのくらいの使用時間があるのか、あらかじめ確認をしておきましょう。
- 延長チューブ、精製水、カニューラ等の物品を数日分確保しておきましょう。
- 携帯用酸素ボンベの収納場所は、だれでもわかる場所に保管しましょう。
- 酸素供給業者への連絡方法の確認をしましょう。

電気が必要な医療機器を使用している方は、中部電力のスマートフォンアプリ『停電情報お知らせサービス』を登録しておきましょう。（問合せ先 0120-985-232）

iOSはこちら▶



Androidはこちら▶



災害時の連絡手段について

大規模災害時には、電話がつながりにくい状況が数日間続きます。家族等との間で安否確認や避難場所等の連絡をする場合には、災害用伝言サービスが利用できます。

<NTT 災害用伝言ダイヤル (171) >

災害時に固定電話、公衆電話、ひかり電話等で利用できます。携帯電話・PHSからも利用できますが、契約している通信事業者へ問合せください。

【伝言の録音方法】

- ① 「171」をダイヤル
- ② ダイヤル「1」を押す
- ③ 録音する電話番号を市外局番からダイヤル
- ④ 「1」を押す
- ⑤ 録音する（30秒以内）

【伝言の再生方法】

- ① 「171」をダイヤル
- ② ダイヤル「2」を押す
- ③ 再生する電話番号を市外局番からダイヤル
- ④ 「1」を押す
- ⑤ 再生する

<災害用伝言板 (web171) >

インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行うことができます。

【伝言の登録方法】

- ① 災害用伝言板 (web171) へアクセス
- ② 伝言したい電話番号を入力して登録
- ③ 名前、メッセージ等を入力
(100字以内)

【伝言の確認方法】

- ① 災害用伝言板 (web171) へアクセス
- ② 伝言を確認したい電話番号を入力して確認ボタンを押す
- ③ 伝言を確認
- ④ 返信の伝言を登録

<各社携帯電話の災害用伝言板>

災害時に、携帯電話で安否確認ができるサービスです。詳しい利用方法は各携帯電話会社へお問い合わせください。

◆体験利用について◆

上記の災害用伝言サービスは、災害時以外でも下記の日に体験利用が可能です。平時から練習をしておきましょう。

- 体験日** ●毎月1日と15日(午前0時～午後12時)、1月1日午前0時～3日午後12時、
防災とボランティア週間(1月15日午前9時～21日午後5時)、
防災週間(8月30日午前9時～9月5日午後5時)

あんしんカードについて

保健支援課では、難病対策の一環として災害時・緊急時にお使いいただけるよう「あんしんカード」(裏表紙に掲載)を作成しています。日頃の備えとして、ご自身の状況や医療情報などをまとめておくことは、支援を受ける際に重要です。必要項目をご記入いただき、いざという時のために健康保険証やお薬手帳と一緒に保管・携帯するとともに、ご家族や周りの方と緊急時・災害時について話し合う機会になれば幸いです。

愛知県医師会 難病相談室のご案内

● 相談医師（専門別）による医療相談（面接相談）

相談日：指定日の午後 2 時～5 時（予約制）※詳細は下記へお問い合わせください。

対象疾患：①神経 ②耳鼻 ③眼科 ④膠原病 ⑤皮膚 ⑥腎臓 ⑦循環器
⑧消化器 ⑨呼吸器 ⑩脳外科 ⑪血液 ⑫骨・関節 ⑬血管外科
⑭小児 ⑮心身 ⑯内分泌・代謝

● 医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談（電話相談・面接相談）

相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前 9 時～午後 4 時

相談は無料、秘密は厳守します

● 場所：愛知県医師会館 難病相談室

（地下鉄「栄」駅下車・13 番出口・中日ビル前より南へ徒歩 3 分）

〒460-0008 名古屋市中区栄 4 丁目 14 番 28 号 電話 052-241-4144

☆NPO 法人愛知県難病団体連合会 加盟団体一覧

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・全国筋無力症友の会 愛知支部 | ・LOOK 友の会（クローン病、潰瘍性大腸炎） |
| ・愛知県腎臓病患者協連絡議会 | ・口唇口蓋裂を考える会 |
| ・愛知県筋ジストロフィー協会 | ・東海脊髄小脳変性症友の会 |
| ・日本二分脊椎症協会 東海支部 | ・難病支援グループ PATH |
| ・全国パーキンソン病友の会 愛知県支部 | ・もやの会（もやもや病の患者と家族の会） |
| ・愛知県肝友会 | ・愛知県脊柱靭帯骨化症患者・家族友の会（あおぞら会） |
| ・愛知心臓病の会 | ・日本マルファン協会（マルファン症候群） |
| ・愛知低肺機能グループ | ・愛知線維筋痛症患者・家族会（エスペランサ） |
| ・ベーチェット病友の会 愛知県支部 | ・ブラダー・ウィリー症候群児・者親の会 |
| ・つぼみの会・愛知（1 型糖尿病） | 「竹の子の会」西東海支部 |
| ・日本 ALS 協会愛知県支部（筋萎縮性側索硬化症） | ・Fabry NEXT（ファブリーネクスト） |
| ・愛知網膜色素変性症協会（JRPS 愛知） | ・団体賛助会員 |

（22 団体 + 団体賛助会員）

難病相談：月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時

連絡先 NPO 法人愛知県難病団体連合会

電話 052-485-6655

FAX 052-485-6656 E-Mail : ainanren@true.ocn.ne.jp

難病情報センターのご案内

「難病情報センター」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、連絡先などの情報を厚生労働省などの支援によりインターネットで広く国民の皆さんに提供しています。

詳しくはホームページ（<http://www.nanbyou.or.jp>）をご確認ください。

【本人の様子】

○禁忌薬剤（有・無）

○アレルギー（有・無）

「人工呼吸器装着の有無について」
 生命維持に危険が予測される時、
 人工呼吸器の装着を希望されますか？
 【はい・いいえ】

記入日（ 年 月 日）

【日常生活の状況】

①呼吸（例：人工呼吸器使用）

②移動（例：杖歩行、車いす）

③意思表示（例：筆談、意思伝達装置）

④食事（例：胃ろう、とろみ食）

⑤排泄（例：おむつ、ストーマ）

【医療機器1】

○人工呼吸器

記入日	月	日	月	日
1回換気量				
呼吸モード				
呼吸回数				
酸素濃度				

○使用中のカニューレ類

記入日	月	日	月	日
種類				
サイズ				

○その他特記すべき事項

【医療機器2】

○在宅酸素療法

①安静時または就寝時

記入日	月	日	月	日
吸入量 (リットル/分)				
呼吸モード (時間/日)				

②労作時

記入日	月	日	月	日
吸入量 (リットル/分)				
呼吸モード (時間/日)				

○その他特記すべき事項

点線で切り取り、折りたたんで、健康保険証やお薬手帳等と一緒に保管・携帯するなどしてご活用ください。

「あんしんカード」については、P22をご覧ください。



令和4年発行
豊田市 保健部 保健支援課

471-8501

豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6855

FAX 0565-34-6051

周りの方へお願い！！

災害時・緊急時は、このカードの内容を確認してください。

緊急と医療をつなぐ
あんしんカード

カードに記載してある
個人情報開示の意思について
【あり ・ なし】

ふりがな
氏名：

記入日： 年 月 日

健康保険証、お薬手帳と一緒に持ちください。

豊田市 保健支援課

生年月日： 年 月 日

年齢： 性別： 男 ・ 女

住所：

電話：

病名：

血液型

【 A ・ B ・ O ・ A B 】
【 R h + ・ - 】

【緊急連絡先】

○第1連絡先

氏名 続柄

住所

TEL

○第2連絡先

氏名 続柄

住所

TEL

【我が家の避難場所】

○家族が離れた時の集合場所

【関係機関連絡先】

○かかりつけ医

病院名

TEL

○専門病院

病院名

TEL

○訪問看護ステーション

管理者名

TEL

○人工呼吸器取扱事業所

管理者名

TEL

○酸素供給会社

管理者名

TEL

●停電時 中部電力コールセンター

TEL 0120-985-232